

第 14 回高知県豪雨災害対策推進本部会議

日 時：令和 8 年 5 月 11 日（月）13:00～13:30

場 所：本庁 2 階 第 2 応接室

次 第

1 あいさつ

2 議事

（1）新しい防災気象情報について

資料 1 新しい防災気象情報について

（2）風水害時における配備体制について

資料 2 - 1 台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン

資料 2 - 2 風水害時における配備体制

資料 2 - 3 水防本部の体制について

資料 2 - 4 風水害等における事前通行規制等について

（3）県内での流域治水の取組について

資料 3 - 1 洪水浸水想定区域の公表について

資料 3 - 2 雨水出水浸水想定区域の公表について

資料 3 - 3 高潮浸水想定区域の公表について

（4）要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等について

資料 4 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等について

資料 5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の取組

3 本部長指示

防災気象情報の改善について

令和8（2026）年5月29日から
新たな防災気象情報の運用を開始します

令和8（2026）年
5月11日(月)
高知地方気象台

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

- 警戒レベル相当情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）以外の特別警報・警報・注意報は、**これまでと変わりません。**
- これら情報について、気象庁ホームページ等では、特別警報は黒、警報は赤を用いるが、**警戒レベルには相当しない**ことに留意してください。

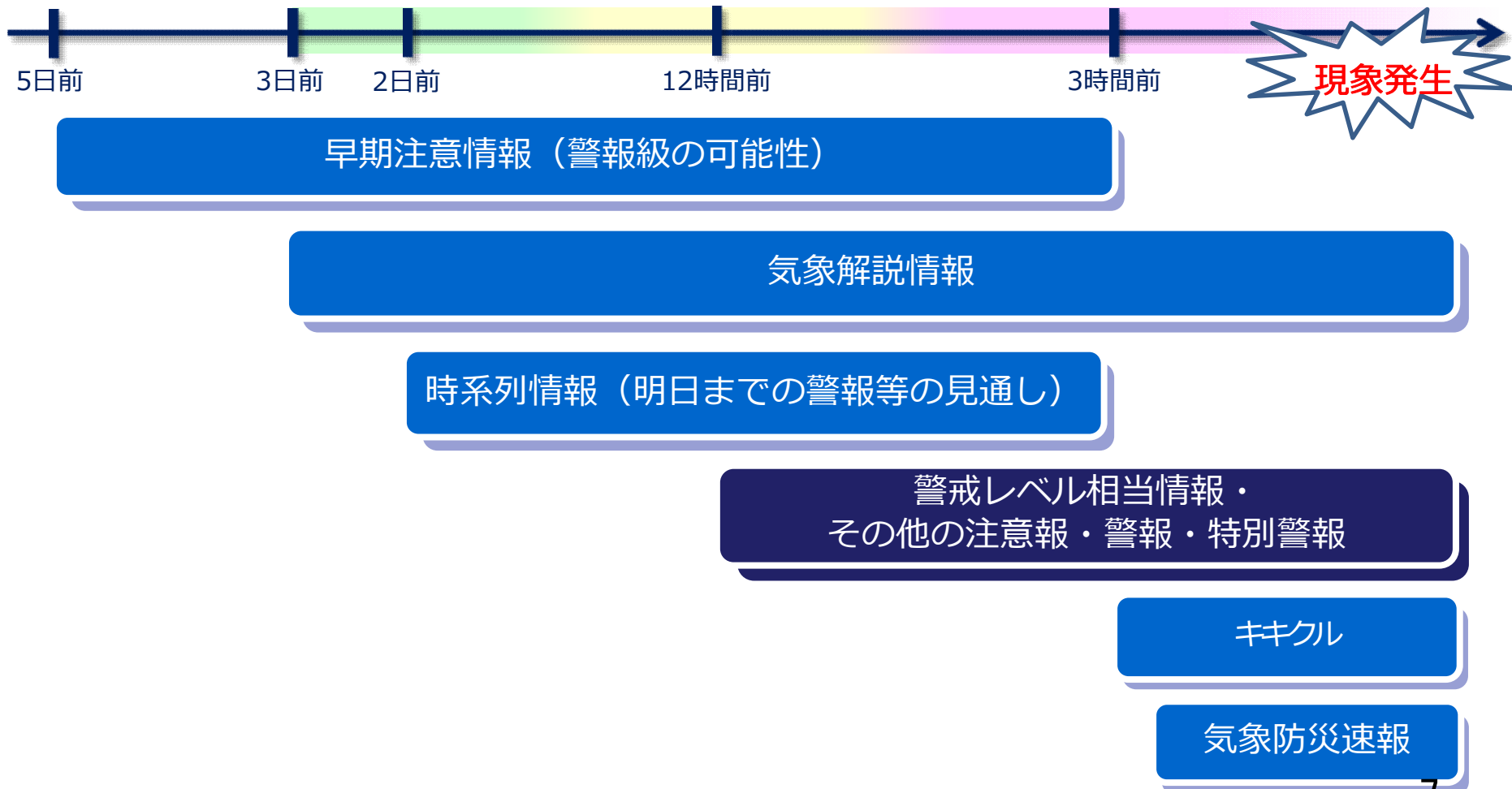
警戒レベル相当情報以外の特別警報・警報・注意報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

※これらの特別警報や警報は、レベル5（緊急安全確保）やレベル3（高齢者等避難）には相当しないことに留意してください。

段階的に発表される防災気象情報

- 警戒レベル相当情報とあわせて、**段階的に発表される様々な防災気象情報を防災対応の判断に活用**することが重要です。
 - 早期注意情報や時系列情報等は、心構えを高め、事前の体制確保の検討に活用。
 - キキクルや気象防災速報は、避難の判断や後押しに活用してください。



早期注意情報・時系列情報

- 早期注意情報（警戒レベル1）は、**5日先までの警報級の現象の可能性**を発表
- 時系列情報は、警報・注意報に先立って、**翌日までの気象状況の見通し**を、毎日4回発表

早期注意情報（警報級の可能性）

	1日	2日				3日		4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	-	[中]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-
土砂災害	-	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-	-





明後日までを対象とした情報について、現行では大雨に含まれる土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表するとともに、現行よりも情報の時間幅を細分化。

時系列情報（明日までの警報等の見通し）

〇〇市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）

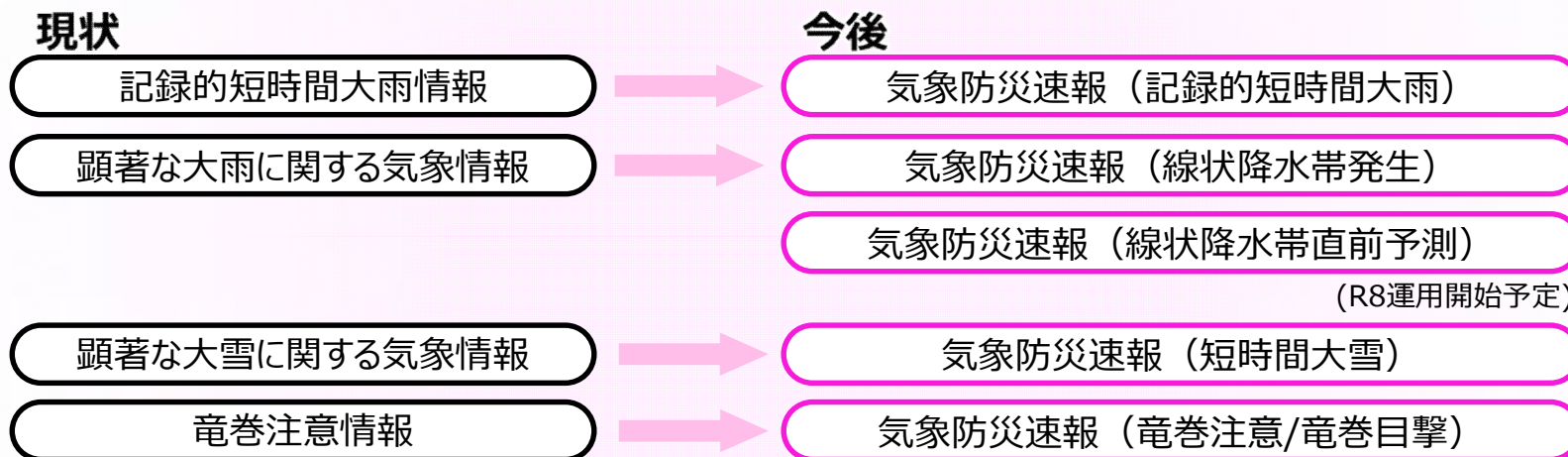
2026年XX月XX日11時00分発表

〇〇市	地域	28日												29日		備考・関連する現象
		12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	30日		
1時間最大雨量(mm)					10	30	50	50	30	20	10					
2.4時間最大雨量(mm)								200								
大雨																
土砂災害																
暴風(m/s)	陸上	5	10	15	20	25	25	25	25	25	25	25	15	5		
	海上	10	15	20	25	30	30	30	30	30	30	30	20	10		
6時間最大降水量(mm)																
24時間最大降水量(mm)																
大雪																
波浪(m)		2	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	2		
高潮		0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.5	2.0	1.5	1.0	0.5			
雷																
融雪																
濃霧	陸上															
	海上															
着氷																
着雪																
乾燥	実効湿度(h)			80					90					70		
	最小湿度(h)			80					90					70		
なだれ																
低温																
霜																

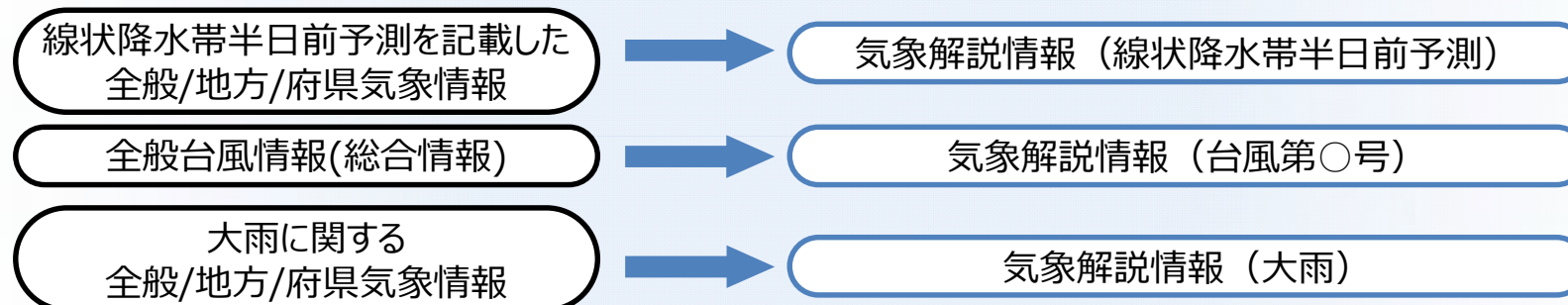
	災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯
	危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯)
	警戒	警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯)
	注意	注意報基準を超えると予想される時間帯 (高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯)

- 警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など**顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表します。**
- 現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として、「気象解説情報」も適宜に発表します。

気象防災速報 … 極端な現象を速報的に伝える情報 (府県単位でのみ発表)



気象解説情報 … 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報 (全国・地方・府県単位で発表)



線状降水帯に関する情報の位置付け

線状降水帯発生
の可能性あり

～半日程度前

線状降水帯に関する情報

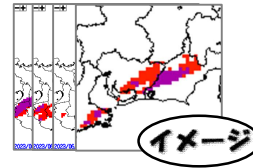
気象解説情報(線状降水帯半日前予測)

内容：線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

R4 地方単位で呼びかけ

↓
R6 府県単位で呼びかけ

↓
R11 線状降水帯による大雨のおそれが高い領域を半日前からメッシュ情報(市町村単位)で提供予定



↑ 補足

住民に求められる行動

大雨に対する心構えを一段高め、避難準備等、災害に備える

明るいうちから早めの避難

線状降水帯発生
の可能性高まる

～3時間前

気象防災速報(線状降水帯直前予測)

内容：線状降水帯による大雨発生の確度が高まったことお知らせ

R8 ・お知らせ開始(予定)
・線状降水帯による大雨のおそれのある大まかな領域を最大3時間前から提供予定



↑ 補足

レベル4危険警報が発表されるタイミングと近いことから、周辺状況や自治体の避難情報等もふまえ、避難など適切な対応行動をとる

線状降水帯発生

30分前～現在

気象防災速報(線状降水帯発生)

内容：線状降水帯の発生をお知らせ

R3 ・お知らせ開始
・線状降水帯の雨域を楕円で表示



↑ 補足

↓
R5 ・最大30分前倒しでお知らせ開始
R8 ・**凶情報(楕円表示)**を更新予定

自治体からの避難情報や周辺状況を確認し、速やかに安全確保

迫りくる危険から直ちに避難

時間

気象防災速報(線状降水帯直前予測)

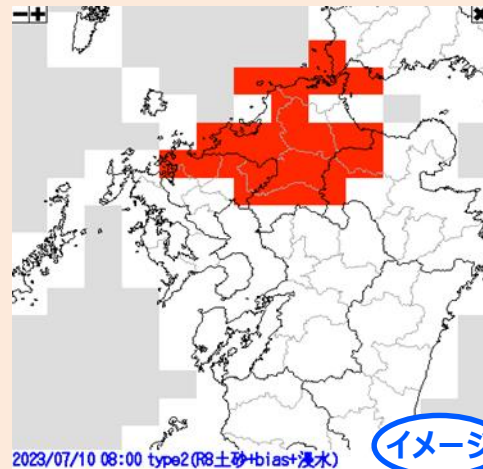
- 今後3時間以内に、線状降水帯の発生により非常に激しい雨が降り続く可能性が高まった場合に発表します。
- 一次細分区域（高知県では「中部」「東部」「西部」）を対象に発表します。

高知県気象防災速報（線状降水帯直前予測） 第1号
令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 高知地方气象台発表
（見出し）

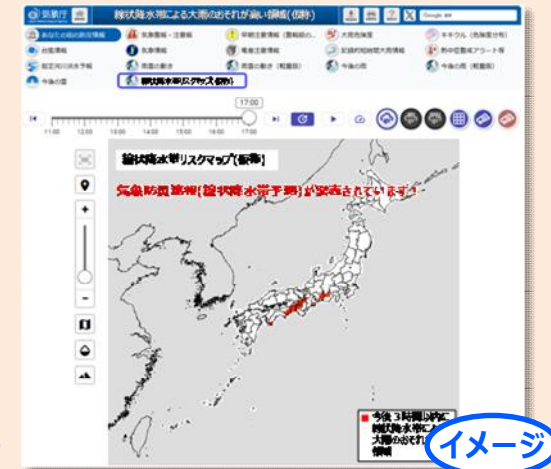
高知県中部では、今後3時間以内に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性が高まっています。命に危険が及ぶ災害発生の危険度が急激に高まるおそれがあります。

線状降水帯予測マップ^o（仮称）

- 文章情報を補足するものとして、最大3時間先までに線状降水帯による大雨のおそれのある大まかな領域をメッシュ情報で提供します。
 - 文章情報の対象地域にあっては、線状降水帯発生のおそれのある領域を確認し、防災対応につなげていただく
 - 文章情報が発表されていなくとも、メッシュ表示されている場合は線状降水帯発生のおそれがあることから、今後の防災気象情報に留意いただく



イメージ



イメージ

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.8.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある

(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する

(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R08.4.24

危機管理・防災課

資料2-1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・公安の各部 (その他、交通・企業対応など)
3日前～ 72h前～	・台風が進路予想で本県に接近・上陸する可能性がある場合	準備	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集・情報発信 ●事前準備 ●対応を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ○ 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有 2 ○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼 3 ○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起 4 ○ 災害対応に係るマニュアル等の確認 5 ○ 配備体制の確認(配備要員の確保等) 6 ○ 防災へ、自衛隊への連絡 7 ○ 通信システム、情報連絡網等の再点検 8 ○ 知事と対応方針を協議(配備体制の設置時期等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、気象情報を発信 ○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼 ○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起 ○ 災害対応に係るマニュアル等の確認 ○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等) ○ 水防資機材(大型土のう、ブルーシート等)の点検・補充 ○ 治水協定による事前放流体制の確立 ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、気象情報を発信 ○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼 ○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起 ○ 災害対応に係るマニュアル等の確認 ○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等) ○ 【農業】ため池管理者に水位を低下させる事前放流について連絡 ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼 ○ 災害対応に係るマニュアル等の確認 ○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等) ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼 ○ 災害対応に係るマニュアル等の確認 ○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等) ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼 ○ 災害対応に係るマニュアル等の確認 ○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等) ○ 【公営】治水協定による事前放流体制の確立 ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける 	
2日前～ 48h前～	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が本県に上陸する進路予想となった場合 ※台風の勢力(強さ、大きさなど)に応じて、配備体制を判断する ●気象庁が緊急記者会見を開き、大雨への厳重な警戒を呼びかけた場合 ●警戒レベル3相当情報(レベル3〇〇警報)の発表 → [No.15] ●警戒レベル4相当情報(レベル4〇〇危険警報)の発表 → [No.16] ●警戒レベル5相当情報(レベル5〇〇特別警報)の発表 → [No.18] ●気象解説情報(線状降水帯半日前予測) ●気象防災速報(線状降水帯直前予測)の発表 → [No.16] ●気象防災速報(線状降水帯発生)の発表 → [No.18] ●気象防災速報(記録的短時間大雨)の発表 → [No.18] 	災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集・情報発信 ●危機管理連絡員会議 ●配備体制の確保 ●対応を確認 ●災害対策本部体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 9 ● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有 10 ○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼 11 ○ 高知地方気象台が開催する台風説明会への参加 12 ○ 台風説明会資料を市町村や関係機関等と共有し、要配慮者の早期避難など早めの対策を依頼 13 ○ 動画による県民への啓発頻度を増 14 ● 危機管理連絡員会議を開催。気象情報等を報告し、今後の対応を協議 15 ● 警戒レベル3相当が発表された場合、職員参集メールを発信し、第1配備体制を確立。警戒レベル3相当の発表に併せて、配備体制や高齢者等避難の発令を市町村に助言 16 ● 厳重な警戒が必要な場合や警戒レベル4相当が発表された場合、第2配備体制(警戒本部体制)に移行。警戒レベル4相当の発表に併せて、避難指示の発令を市町村に助言 17 ● 知事と対応方針を協議(本部体制への移行等) 18 ● 被害の発生がほぼ確実であるときや、警戒レベル5相当が発表された場合、災害対策本部体制に移行。各部へメールを発信し、災害対策本部体制を確立 19 ● 自衛隊や県警、気象台、日赤、市町村、消防本部、カウンターパート県に県の体制を連絡 20 ● 災害の状況や緊急性に応じて、危機管理連絡員会議を開催。気象情報等を報告し、今後の対応を協議 21 ● 各部に本部会議用の資料作成を依頼 22 ● 知事の指示事項とメッセージを協議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼 ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける ● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告 ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立 ● 気象警報発表等に含ませて、水防本部を設置 ● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ● 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼 ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける ● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告 ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立 ● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼 ○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける ● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告 ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立 ● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼 ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける ● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告 ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立 ● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼 ○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける ● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告 ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等) ● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立 ● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 	
1日前～ 24h前～	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の影響が大きい進路となった場合 ●土砂災害警戒情報の発表 ●記録的短時間大雨情報の発表 	災害発生	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部会議 ●情報収集・情報発信 ●対応を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 23 ● 第1回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議 24 ● 本部会議の資料や知事メッセージを県HP(ごうち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載 25 ● 災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催 26 ● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や防災機関など共有 27 ● 土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集 28 ○ 市町村から被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集 29 ○ ライフライン等に関する情報を収集 30 ● 線状降水帯の停滞(30分以上)や80mm以上の時間雨量、避難判断水位、土砂災害レベル3を観測した場合は市町村に連絡 31 ● 市町村に災害対策本部体制の確保を働きかけ 32 ● 状況に応じて、市町村に高齢者等避難や避難指示の発令を働きかけ 33 ● 気象状況等により、孤立や大規模災害が想定される市町村へ情報連絡員を派遣 34 ● 知事と対応方針を協議(知事からの指示事項等) 35 ○ 国や応急救助機関、ライフライン事業者などからのリエゾン派遣を受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 気象台と協議し、土砂災害警戒情報発表を検討 ○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告 ○ 陸ごう等の閉鎖状況の確認 ○ 伸縮計観測状況の確認 ○ 河川水位の確認 ● 必要に応じて関係機関等へ周知のうえダム放流実施。またダム放流状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼 ○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告 ○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける ○ 【林業】林業大学の休校や森林公園など所管施設の閉鎖などについて検討 ○ 【水産】定置網、養殖小割、市場施設の対策状況の確認 ○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 【健康】EMISを警戒モードに切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 各種行事開催や学校・施設等に対する注意喚起、中止・延期等の情報収集及び判断を実施 ○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告 ○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける ○ 【総合企画】X(旧Twitter)等を活用し、県民への注意喚起を実施 ○ 【観光】EMISを警戒モードに切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告 ● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信 ○ 各種行事開催に対する注意喚起、中止・延期等の判断を実施 ○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告 ○ 【総合企画】各種公共交通機関の運行状況の確認 ○ 【観光】「ごうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信 ● 【公安】本部、署ともに災害警備連絡室もしくは災害警備本部を設置し、情報収集体制を確立 ● 【公営】必要に応じて関係機関等へ周知のうえダム放流実施。またダム放流状況の確認 ○ 【産業】災対本部事務局の要請に基づき、地域支援企画員が駐在先市町村で情報収集等を実施(情報連絡員) ○ 【観光】観光・スポーツ関連施設の臨時休館予定等を確認 ○ 【公安】県の災害対策本部等にリエゾンの派遣を検討 		

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.8.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある
 (注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する
 (注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

時期	気象状況 <small>※災害対応</small>	フェーズ	主な行動	各部における具体的な行動						
				No.	危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・公安の各部(その他、交通・企業対応など)
0h ●ゼロ・アワー ・台風最接近 ・ゲリラ豪雨発生 ・災害発生	・台風が接近・上陸し、暴風域へ ●大雨特別警報の発表等	応急対応	■ 災害対策本部会議	36 ● 第2回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
			37 ● 本部会議の資料や知事メッセージを県HP(こうち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載							
			38 ● 災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催							
			■ 情報収集・情報発信	39 ● 気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	
			40 ● 土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	● 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	● 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	● 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	● 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	● 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告		
			41 ● 大きな災害が発生した市町村へ情報連絡員を派遣	● 伸縮計観測状況の確認、河川水位の確認等	● 【農業】市町村に緊急点検に該当するため池を連絡(大雨特別警報発表)。					
			42 ● 市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○ 陸こう等の閉鎖状況の確認 ○ 【健康】水道の断水被害等の確認・対応						
			43 ● 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施							
			44 ● 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○ ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認と関係機関等への周知			○ 【健康】被害が甚大な場合は、EMISを災害モードに切り替え	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施		
			45 ○ 応急救助機関からのリエゾン派遣の受け入れ					○ 【総合企画】生活用水供給施設の断水被害等の確認・対応		
46 ● ライフライン等に関する情報を収集					○ 【総合企画】各種公共交通機関の運行状況の確認					
47 ● 市町村に避難指示等の発令を働きかけ					○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信					
48 ● 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告										
■ 応急活動	49 ● 被害状況に応じて消防や警察等の応急救助機関と連携し、救助活動を実施				○ 【健康】被害が甚大な場合は、保健医療調整本部を設置	● 【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施				
■ 対応を確認	50 ● 各種応援協定等に基づく応援要請の検討	○ TEC-FORCE派遣要請を検討			○ 【福祉】災害救助法第2条第1項の適用DPATの派遣要請を検討 【健康】DMAT等の派遣要請を検討	○ 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	● 【公安】必要に応じて、他県警に対する援助要求を検討			
51 ● 自衛隊への災害派遣要請を検討					○ 【福祉】市町村へ、要配慮者(避難行動要支援者)への対応状況を確認	○ 【公安】大規模災害発生地域に対する部隊員の派遣を検討				
52 ● 知事と対応方針を協議						○ 【観光】観光・スポーツ関連施設の臨時休館等を確認				
53 ● 配備要員に今後の配備予定を連絡										
1日後～24h後～	各種気象警報の解除		■ 災害対策本部会議	54 ○ 被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
			■ 情報収集・情報発信	56 ○ 気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
			57 ○ 土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
			58 ○ 市町村や情報連絡員から市町村の被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○ 巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○ 【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○ 【健康】大きな被害が無ければ、EMISを通常モードに切り替え	○ 【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【公安】関係機関と連携し、被害(人的・物的)情報の収集を実施	○ 【公安】関係機関と連携し、被害(人的・物的)情報の収集を実施
			59 ● 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施	○ 道路パトロールを実施	○ 【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況を確認	○ 【福祉】大きな被害が無ければ、EMISを通常モードに切り替え			○ 【公安】職員の健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施	
			60 ● 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○ ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○ 【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査	○ 【健康】災害ボランティアセンターの情報収集・発信 災害中間支援組織による支援調整のための情報収集・発信			○ 【公安】県との人的被害情報にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有	○ 【公安】県との人的被害情報にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
			61 ○ 行方不明者や安否不明者情報の公表の検討・実施		○ 【林業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認(現地確認)				○ 【公安】職員の健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施	○ 【公安】職員の健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施
			62 ○ ライフライン等に関する情報を収集		○ 【農業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認				○ 【公安】職員の健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施	○ 【公安】職員の健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施
			63 ● 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告		○ 【林業】太陽光発電設置事業者から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告				○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信	○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信
			64						○ 【観光】旅館・ホテルや観光・スポーツ関連施設の被害状況及び旅館・ホテルのキャンセル状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)	○ 【観光】旅館・ホテルや観光・スポーツ関連施設の被害状況及び旅館・ホテルのキャンセル状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)
			■ 応急活動	65 ○ 市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動実施の検討	○ 道路啓開を実施	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施	○ 【健康】必要に応じて、県内DMATに出勤を要請 【福祉】必要に応じて、県内DPATに出勤を要請 被害が甚大な場合は、厚生労働省にDPATの派遣を要請	○ 【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○ 【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施	○ 【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施
			66 ○ 応急救助機関の活動調整・拠点確保	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)	○ 【健康】被害が甚大な場合は、厚生労働省にDMATの派遣を要請			○ 【公安】安否不明者等の捜索活動を実施	○ 【公安】安否不明者等の捜索活動を実施
			67 ○ ライフライン機関との調整			○ 【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)				
			68 ○ 孤立集落の対策を支援							
			■ 対応を確認	69 ○ 市町村への支援を検討	○ 気象警報解除に伴い、状況に応じて水防本部を解除		○ 【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○ 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動体制を検討	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動体制を検討
			70 ○ 各種応援協定等に基づく応援要請の検討				○ 【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信			
			71 ○ 知事と対応方針を協議(復旧対策等)							
			72 ○ 気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡							

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.8.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある

(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する

(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R08.4.24
 危機管理・防災課

資料2-1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	各部における具体的な行動								
				No.	危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)		
2日後～ 48h後～	※各種気象注意報の解除	応急対応・災害復旧	■災害対策本部会議	73	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告		
				74	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ							
				■情報収集・情報発信	75	○市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	
					76	○ライブライン等に関する情報を収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信 災害中間支援組織による支援調整のための情報収集・発信	○【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認		
					77	●関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施	○道路パトロールを実施	○【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況を確認	○【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○【公安】孤立地区の安否確認やパトロール活動による情報収集		
				78	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施					○【公安】県との人的被害情報にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有		
				79	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【林業】浸水被害が発生した際は、災害廃棄物仮置場の確保状況を確認			○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告		
				80			○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信		
				81					○【観光】旅館・ホテルや観光・スポーツ関連施設の被害状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)			
				■応急活動等	82	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○道路啓開を実施	○【林業】林業大学校や森林公園など所管施設の簡易な災害の応急復旧を実施	○【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整		
					83	○応急救助機関の活動調整	○流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施				
					84	○孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)			○【公安】安否不明者等の捜索活動を実施	
					85	○避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)						
					■対応を確認	86	○知事と対応方針を協議				○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応
				87		○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡				○【健康】甚大な被害が想定される場合には、発生遺体数の把握及び応援火葬場との連絡調整を開始。		
3日後～ 72h後～	※応急対応を本格化 ※災害復旧に着手	■災害対策本部会議	88	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告			
			89	○災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ								
			■情報収集・情報発信	90	○市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告		
				91	○ライブライン等に関する情報を収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信 災害中間支援組織による支援調整のための情報収集・発信	○【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認		
				92	●関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施					○【公安】孤立地区の安否確認やパトロール活動による情報収集		
			93	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○道路パトロールを実施	○【林業】人家裏等を優先した危険箇所の早期発見及び点検作業	○【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○【総務】県統の災害減免等の制度周知	○【公安】県との人的被害情報にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有			
			94	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告			
			95	○必要に応じて、特に被害の大きな市町村の首長に知事から電話					○【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信			
			■応急活動等	96	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○道路啓開を実施	○【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】関係機関と連携し、被害(人的・物的)情報の収集を実施		
				97	○応急救助機関の活動調整	○流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施	○【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○【教育・文化】学校施設の応急復旧	○【公安】安否不明者等の捜索活動を実施		
				98	○孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)			○【公営】所管する被災施設の復旧対応		
				99	○避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)							
				■対応を確認	100	○被災者生活再建支援法の適用を検討	○仮設住宅に関する対応	○各種施設の復旧対策の支援	○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総務】被災市町村への職員派遣対応	○【商工】災害対策特別融資の検討	
			101		○知事などの現地視察等を検討	○被災住宅の復旧支援	○被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○【福祉】高知県災害義援金受付の検討	○【教育・文化】必要に応じて学校・施設等への動員・派遣職員の調整・選定	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施		
			102		○必要に応じて、政府調査団等の受入調整、要望書の作成		○【農業】ため池の復旧支援	○【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○【総務】発災に伴う予算措置	○【会計】高知県災害義援金受付の検討		
103	○自衛隊の災害派遣撤収時期の検討				○【健康】被災自治体への保健活動チームの応援派遣調整							
104	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡											
105	○被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続きを開始											
■災害対策本部の解散	※避難情報の解除 ※孤立の解消など、状況により判断	106	○気象庁HPから今後の気象情報入手するとともに、市町村、情報連絡員、応急救助機関から避難情報や孤立などの被害情報を収集									
		107	○気象情報や被害状況に応じて災害対策本部を解散し、第2配備体制または第1配備体制に移行									
			※災害対策本部解散後については、豪雨災害対策推進本部会議において、応急対応・災害復旧の進捗確認等を行っていく									

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.8.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする

(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある

(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する

(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R08.4.24

危機管理・防災課

資料2-1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	各部における具体的な行動										
				No.	危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・公安の各部(その他、交通・企業対応など)				
4日後 ～	※応急対応・災害復旧に着手	応急対応・災害復旧	■ 配備体制 (状況に応じて災害対策本部を継続)	108	○ 必要に応じて配備体制を継続(第2配備体制)	○ 動員体制(本部連絡員、風水害関係課、出先機関)を確保	○【農・林・水】動員体制(本部連絡員)を確保 【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保				
				109	○ 必要に応じて配備体制を継続(第1配備体制)	○ 動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保							
				■ 情報収集・情報発信	110	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告			
					111	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 公営住宅等の空室情報の収集と、被災者等への情報提供。併せて賃貸型応急住宅制度の準備開始		○【福祉】災害ボランティアセンターの支援 災害中間支援組織による支援調整	○【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認			
					112	○ 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施					○【公安】孤立地区の安否確認やパトロール活動による情報収集			
					113	○ 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施				○【福祉】災害支援資金の貸付等の周知	○【総務】県税の災害減免等の制度周知	○【公安】県との人的被害情報にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有		
					114	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告				○【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○【総務】寄付金の受入・調整			
					115	○ 知事などの現地視察								
				116	○ 政府調査団などの受入れ、要望書の提出									
				■ 応急活動等	117	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整	○ 道路啓開を実施	○【農業】被災所管施設の応急復旧開始。農地農業用施設の応急対策の実施を支援	○【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整				
			118		○ 応急救助機関の活動調整	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○【教育・文化】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○【公安】行方不明者等の捜索活動を実施				
			119		○ 物資配送を支援	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所での復旧作業を実施				○【公営】所管する被災施設の復旧対応			
			120		○ 避難者対策を支援	○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○【水産】漁港施設の応急復旧を実施							
			121		○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す									
			■ 対応を確認	122	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し、必要な措置をとる	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総務】被災市町村への職員派遣対応。また、国・他都道府県からの職員派遣対応	○【商工】災害対策特別融資の検討				
				123	○ 住家被害認定業務について、総務部と連携し、市町村を支援	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○【福祉】高知県災害義援金受付の検討	○【教育・文化】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施				
				124	○ 必要に応じて、西国ブロック、中国ブロック、関西広域連合、全国知事会へ人的・物的支援を要請		○【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援	○【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○【総務】被災に伴う予算措置(予備費含む)	○【観光】風評被害への対応(観光訪問に支障がない旨の情報発信等)				
				125	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き			○【健康】県外からの保健活動チームの派遣調整	○【総務】市町村の住家被害認定業務や被災証明書発行事務などの支援を実施	○【会計】高知県災害義援金受付窓口の設置準備				
				126	○ 必要に応じて、自家発電機を貸与									
			2週間後 ～ 1ヶ月後	※応急対応・災害復旧を本格化	応急対応・災害復旧	■ 豪雨災害対策推進本部	127	○ 豪雨本部会議を開催し、応急活動の進捗状況及び今後の対応について確認	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	
							128	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)等の検証を行い、必要に応じてバージョンアップ	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	
						■ 情報収集・情報発信	129	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	
							130	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 公営住宅等の空室情報の収集と、被災者等への情報提供。併せて賃貸型応急住宅制度の準備開始		○【福祉】災害ボランティアセンターの支援 災害中間支援組織による支援調整	○【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認	
							131	○ 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施					○【公安】孤立地区の安否確認やパトロール活動による情報収集	
							132	○ 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施				○【福祉】災害支援資金の貸付等の周知	○【総務】県税の災害減免等の制度周知	○【公安】県との人的被害情報にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
							133	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告						
134	○ 政府や国会などの調査を受入、要望書の提出									○【総務】寄付金の受入・調整				
■ 応急活動等(応急復旧)	135	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整				○ 道路啓開を実施	○【農業】被災箇所施設の応急復旧		○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整					
	136	○ 自衛隊の災害派遣要請				○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○【教育・文化】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○【公安】安否不明者等の捜索活動を実施				
	137	○ 物資配送を支援				○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所での復旧作業を実施			○【公営】所管する被災施設の復旧対応				
	138	○ 避難者対策を支援				○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○【水産】漁港施設の応急復旧を実施							
■ 対応を確認	139	○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す												
	140	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し、必要な措置をとる				○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総務】被災市町村への職員派遣対応	○【商工】災害対策特別融資の検討				
	141	○ 住家被害認定業務について、総務部と連携し、市町村を支援				○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○【教育・文化】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施				
	142	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き					○【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援		○【総務】被災に伴う予算措置(予備費を含む)の検討	○【観光】風評被害対策の検討				
	143								○【総務】市町村の住家被害認定業務や被災証明書発行事務などの支援を実施					
	144	○ 必要に応じて、補正予算を要望				○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望				

高知県災害対策本部規程における「風水害時等の配備基準及び動員体制」

(高知県災害対策本部規程より抜粋)

配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
第1配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき 警戒レベル3 相当	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○風水害関係課（注1） ○風水害関係課が定める 出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起
第2配備 警戒本部体制	台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき 警戒レベル4 相当	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○本部連絡員 ○風水害関係課（注1） ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第3配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき 警戒レベル5 相当	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第4配備 災害対策本部体制	○被災区域が市町村域を超え広域にわたる場合 ○被害規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合	別表4に定められている分掌事務を実施するために必要な人員	別表4に定められている分掌事務

(注1) 風水害関係課：治山林道課、漁港漁場課、河川課、防災砂防課、道路課、公園上下水道課、港湾・海岸課

■R7年度災害配備体制記録

資料 2 - 2

災害名	配備期間	配備日数				配備回数					連絡員 会議 (回数)	本部 会議 (回数)	備考	
		配備体制		本部体制	全体	配備体制		本部体制		全体				
		警戒 体制	警戒本部 体制	災对本部 体制		第1	第2	第3	第4					
6月24日大雨災害	6月24日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	土佐清水市で大雨警報	
7月14日大雨災害	7月14日～7月15日	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	高知市で大雨警報、洪水警報 越知町で大雨警報 越知町鎌井田桑藪で集落孤立	
7月17日大雨災害	7月17日～7月18日	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	10市町村で大雨警報 高知市で洪水警報	
7月30日津波災害	7月30日～7月31日	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	高知県沿岸で津波注意報	
台風第15号災害	9月4日～9月5日	0	2	0	2	1	1	0	0	2	1	0	大雨警報、洪水警報 宿毛市に台風上陸 (台風の規模から第2配備 継続の部長指示)	
10月4日大雨災害	10月4日～10月5日	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	東洋町で大雨警報	
1月30日林野火災	1月30日～1月31日	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	土佐市	
3月13日林野火災	3月13日～3月14日	1	1	0	2	1	1	0	0	2	0	0	須崎市	
3月31日大雨災害	3月31日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	安芸市・香南市・芸西村で 大雨警報	
合計		13	3	0	16	9	2	0	0	11	1	0		

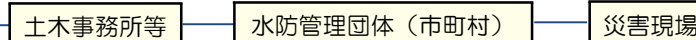
水防本部の編成

水防本部

統 監	知 事
副統監	副 知 事
本部長	土木部長
副本部長	土木部副部長

班 名	構 成 課 名	任 務
総 務 班	土木政策課、技術管理課、用地対策課	土木施設災害対策用資材の確保 など
道 路 班	道路課	道路、橋梁等の水防、施設の応急復旧対策 など
河川砂防班	河川課、防災砂防課	河川、砂防施設等の水防、施設の応急復旧対策、水位情報等の伝達 など
港湾海岸班	港湾・海岸課、港湾振興課、漁港漁場課	港湾、漁港、海岸施設等の水防、施設の応急復旧対策、潮位等の伝達 など
都 市 班	都市計画課	都市施設の水防
下 水 道 班	公園上下水道課	都市排水施設の水防
建 築 班	建築課、建築指導課、住宅課	建築物の災害対策、応急仮設住宅の建築など

- 水防1号と2号配備では、河川砂防班、道路班、港湾海岸班の3班体制で本部を編成。
- 3号配備以上となった場合は、7班全班体制。
- 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の一部として編入され活動。



水防の発令基準、指令に応じた土木事務所等の配備人数

発 令 区 分	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
警 備 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部設置 水防常備員の配置 水防団等待機 	<ul style="list-style-type: none"> 水防団等出動準備 警察署の避難誘導警備の準備態勢 	<ul style="list-style-type: none"> 水防団等出動 	<ul style="list-style-type: none"> 水防団等関係機関の出動 	<ul style="list-style-type: none"> 地域全住民 (危険区域内住居避難)
発 令 基 準	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上がり、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	決壊、溢水等のおそれがあるとき	水防の限界を予測し、危険を判断したとき
状 況	県内の河川で水防団待機水位を超過 大雨や洪水、波浪などの警報や高潮注意報、津波注意報の発表 など	水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき 津波警報の発表	氾濫注意水位に達したとき 海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき 大津波警報の発表	氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあるとき	水防4号の状況ののち、河川海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき
土木事務所等の配備人数	3～6名程度	4～8名程度		5名から全員	
改正後気象情報 (対象：水位周知河川)			レベル2 氾濫注意情報	レベル3 氾濫警戒情報	レベル4 氾濫危険情報 レベル5 氾濫発生情報

1. 事前通行規制

- 区間ごとに定める規制基準値を超える降雨が観測された場合、各土木事務所において通行規制を行う。
- 道路情報板等による通行規制、赤色灯による警告、関係機関等への連絡等を実施

種別	延長等	雨量基準
一般国道	14区間 ΣL=134.6km	<ul style="list-style-type: none"> • 時間雨量40,50mm/h • 連続雨量200mm 
県道	71区間 ΣL=597.4km	<ul style="list-style-type: none"> • 時間雨量30~70mm/h • 連続雨量100~400mm • 風速、波高等による規制区間あり(自転車道等)

※規制区間の詳細は、「高知県の道路2026」に記載

※規制解除は、無降雨が3時間継続し、かつパトロールで異常がなかった場合

2. 災害・事故の発生

土砂災害や交通事故等による通行規制



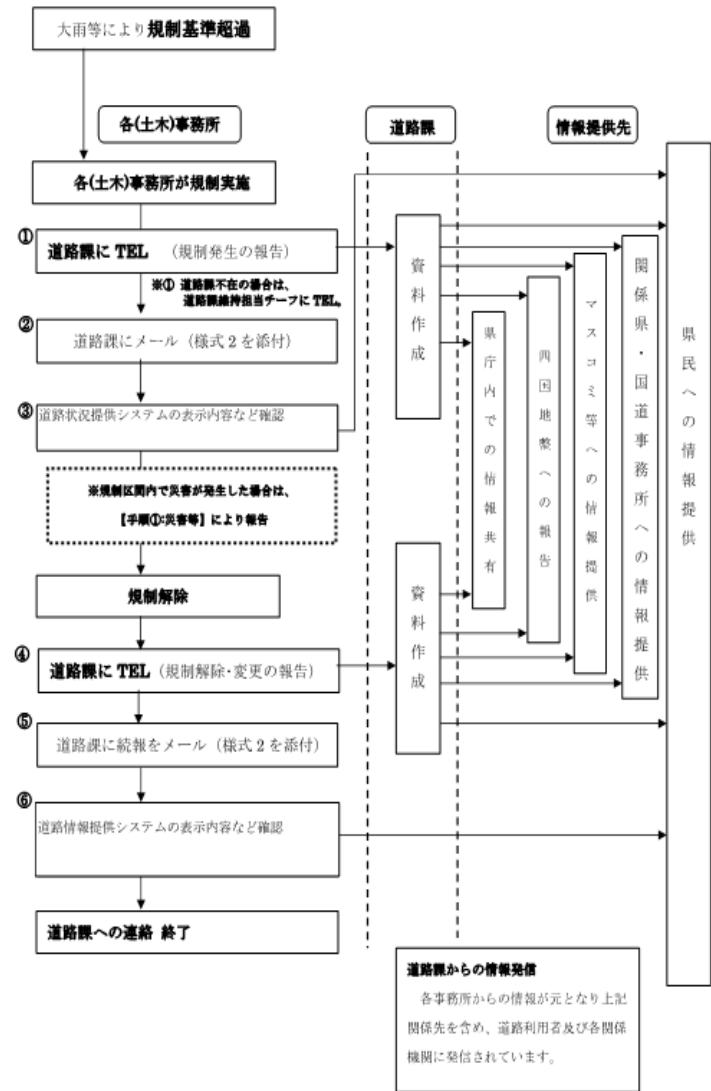
3. 積雪・路面凍結

大雪警報等の発令時



事前規制

【事前通行規制】道路通行規制 発生時の連絡体制フロー



道路課からの情報発信
各事務所からの情報が元となり上記関係先を含め、道路利用者及び各関係機関に発信されています。

①洪水浸水想定区域とは

想定し得る最大規模※の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」という。

※年超過確率1/1,000以上の降雨

②法改正の概要

- (1) 平成27年 水防法改正
⇒ 氾濫した場合に大きな被害が発生する重要な河川(洪水予報河川、水位周知河川)で想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域の指定・公表が義務化
- (2) 平成30.12月「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」開催
⇒ 国に対しダム下流河川における浸水想定図を直ちに作成するよう提言
- (3) 平成29年1月「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」開催
⇒ 国は、水位周知河川に指定されていない河川においても浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知するよう小委員会から答申
- (4) 令和3年水防法改正
⇒ 想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域の指定・公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川にまで拡充

指定・公表後

【市町村】法第15条第1項、第3項

市町村地域防災計画への記載
(市町村防災会議が作成)

- ・水位情報等の伝達方法
- ・要配慮者施設等の名称及び所在地など

ハザードマップの作成

住民に周知

【要配慮者利用施設の管理者等】法第15条の3第1項、第3項

避難確保計画の作成

訓練の実施

④今後の取り組み(目標)

目標

令和8年度末までに18市町村でハザードマップ作成のための資料作成を実施(ハザードマップ作成支援)

洪水浸水想定区域の指定を受けた市町村の対応

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

③現状

- (1) 洪水予報河川、水位周知河川
四万十川、仁淀川、物部川、鏡川、国分川、松田川、安芸川など10河川について、令和3年2月までに指定・公表完了。
- (2) ダム下流河川
吉野川(早明浦ダム)、中筋川(中筋川ダム)、坂折川(桐見ダム)、香宗川・山北川(鎌井谷ダム)など11河川について、令和4年3月までに指定・公表完了。
- (3)(4) 住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川
令和4年度
奈半利川、安田川、和食川、新莊川など14河川で公表。
令和5年度
日下川、福良川、下ノ加江川など46河川で公表。
令和6年度
○吉野川、四万十川、野根川、夜須川、久礼川、与市明川など144河川で公表。
令和7年度
○仁井田川、波介川など250河川で公表。
※ 累計454河川の指定・公表完了。

①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する**内水浸水想定区域**を「雨水出水浸水想定区域」という。（想定最大降雨（例）：高知市、いの町 160mm/h）
（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような**河川の堤防の決壊**、**河川からあふれた水による氾濫**を伴うものや、「津波」や「高潮」による**浸水は含まない**。

②法改正の概要

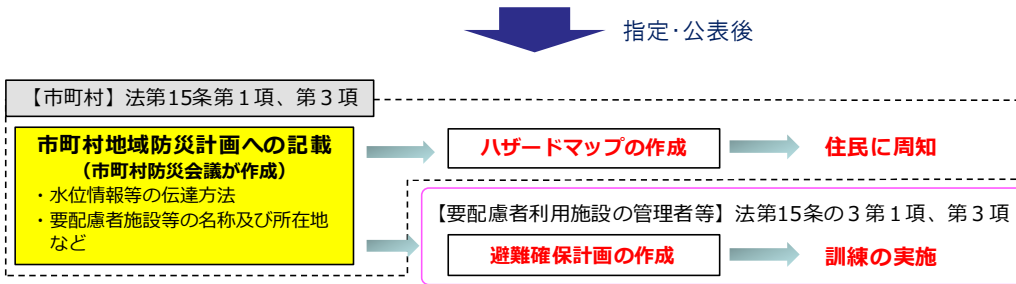
水防法の改正（R3.7.15）により、雨水出水浸水想定区域の指定・公表が義務化

【指定対象施設】

（改正前）地下街を有する地区での適用を想定した「水位周知下水道」
（改正後）上記に、「**雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設**」を追加

雨水対策を目的として下水道施設を整備している市町村（区域）は、新たに雨水出水浸水想定区域を指定・公表することが義務化

（県内対象市町村（11市町））
高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町



③現状

現状

- 令和7年度末までに、県内対象11市町で想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成済。
（全国では、R8.3末時点で約7割（801団体）※1が作成見込み）
- 併せて、令和7年度末までに、県内対象11市町で雨水出水浸水想定区域の指定・公表済。
（全国では、R8.3末時点で約3割（342団体）※1が指定見込み）
※1：R7調査時の見込み値であり、今後変動することがある。

これまでの県の取組み

令和3年7月の流域治水関連法施行を受け、市町村への説明会等を実施。

- 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
- 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
- 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）
- 令和5年9月12日 浸水対策に係る勉強会（R5年度第2回下水道担当者会）
- 令和6年9月12日 ハザードマップ・リスクマップ勉強会（R6年度第2回下水道担当者会）
- 令和7年5月7日 進捗確認・年度内指定要請（R7年度第1回下水道担当者会）
- 令和7年8月28日 指定・公表に係る勉強会（R7年度第2回下水道担当者会）

④今後の取り組み（目標）

目標

11市町でハザードマップ作成

指定した市町村の対応

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

①高潮浸水想定区域とは

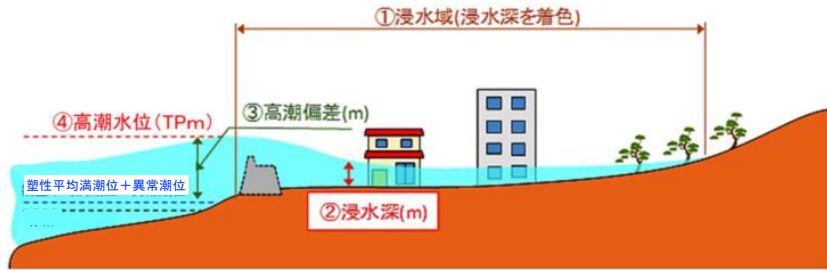
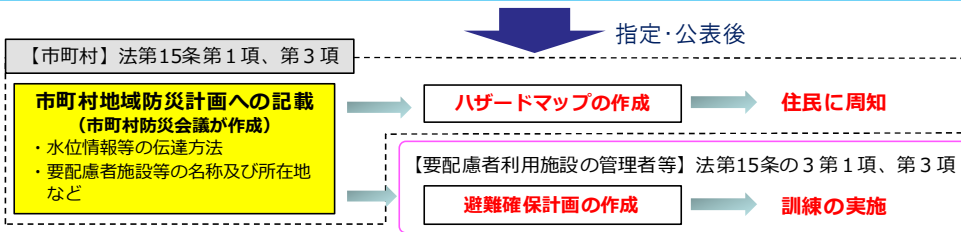
想定し得る最大規模^(※)の高潮が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」という。

※室戸台風相当の中心気圧(900hPa)、伊勢湾台風相当の半径(75km)・移動速度(時速73km)の台風が、様々なコースで接近することを想定

②法改正の概要

法改正の概要

平成27年5月の水防法改正により、高潮に係る浸水想定区域を指定・公表することが義務化。

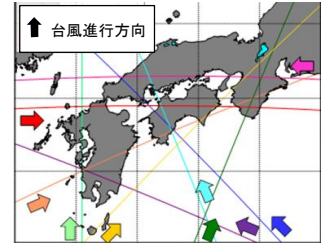


③現状と他県での取組み

現状

国の手引きの策定や先進県の指定の状況を踏まえて、令和3年度から作業を実施。
令和8年3月19日に高潮浸水想定区域を指定・公表。

・ハザードマップ作成支援業務 (R7～実施中)



台風経路の設定イメージ

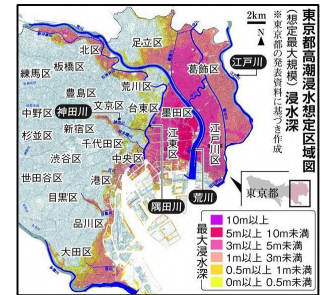
他県での取組み

海面に面する39都道府県のうち、23都道府県が指定・公表済み、5県が公表のみ
(※参考：四国の指定状況)

- 徳島県(R2.9)
- 香川県(R3.5)
- 愛媛県(R4.5)

※令和7年3月31日時点

※出典：国土交通省HP (高潮浸水想定区域の指定状況)



高潮浸水想定区域図

④今後の取組み(目標)

目標

令和8年度末までに沿岸19市町村でハザードマップ作成のための資料作成を実施 (ハザードマップ作成支援)

高潮浸水想定区域の指定を受けた市町村等の対応

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、高潮ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等について

資料 4

① 浸水想定区域内にある施設（水防法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R8.3.31	1,497	1,443	96.4%	1,319	91.4%	R7.4.1~R8.3.31	1,071	74.2%
R7.3.31	1,476	1,315	89.1%	1,157	88.0%	R6.4.1~R7.3.31	750	57.0%

② 土砂災害警戒区域内にある施設（土砂災害防止法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R8.3.31	592	587	99.2%	578	98.5%	R7.4.1~R8.3.31	471	80.2%
R7.3.31	622	621	99.8%	618	99.5%	R6.4.1~R7.3.31	365	58.8%

③ 上記①、②のうち浸水想定区域内かつ土砂災害警戒区域にある施設

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R8.3.31	192	175	91.1%	129	73.7%	R7.4.1~R8.3.31	101	57.7%
R7.3.31	197	129	65.5%	98	76.0%	R6.4.1~R7.3.31	58	45.0%

④ 重複を除く施設全体（④＝①＋②－③）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R8.3.31	1,897	1,855	97.8%	1,768	95.3%	R7.4.1~R8.3.31	1,441	77.7%
R7.3.31	1,901	1,807	95.1%	1,677	92.8%	R6.4.1~R7.3.31	1,057	58.5%

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況（洪水浸水想定区域）

資料 4

令和8年3月31日時点

	対象施設数	地域防災計画への位置付け			避難確保計画の作成			避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	進捗率 R7, 3時点	計画作成数 (c)	作成率 (c/b×100)	作成率 R7, 3時点	訓練実施数 (d)	実施率 (d/b×100)	実施率 R7, 3時点
高知県	1497	1443	96.4%	89.1%	1319	91.4%	88.0%	1071	74.2%	57.0%
高知市	858	858	100.0%	100.0%	845	98.5%	92.8%	646	75.3%	61.3%
室戸市	10	0	0.0%	0.0%	0	—	0.0%	0	—	—
安芸市	23	22	95.7%	100.0%	13	59.1%	54.2%	8	36.4%	0.0%
南国市	67	64	95.5%	93.0%	64	100.0%	86.4%	61	95.3%	27.3%
土佐市	83	83	100.0%	100.0%	83	100.0%	100.0%	83	100.0%	84.5%
須崎市	27	26	96.3%	41.4%	15	57.7%	75.0%	15	57.7%	75.0%
宿毛市	27	26	96.3%	55.6%	26	100.0%	100.0%	26	100.0%	100.0%
土佐清水市	3	0	0.0%	0.0%	0	—	0.0%	0	—	—
四万十市	96	86	89.6%	83.8%	81	94.2%	96.4%	73	84.9%	95.2%
香南市	58	58	100.0%	73.9%	55	94.8%	11.8%	55	94.8%	11.8%
香美市	6	6	100.0%	100.0%	6	100.0%	100.0%	6	100.0%	100.0%
東洋町	5	5	100.0%	0.0%	5	100.0%	0.0%	5	100.0%	—
奈半利町	8	8	100.0%	100.0%	6	75.0%	75.0%	0	0.0%	37.5%
田野町	7	7	100.0%	100.0%	5	71.4%	14.3%	2	28.6%	0.0%
安田町	5	5	100.0%	0.0%	2	40.0%	0.0%	2	40.0%	—
北川村	5	0	0.0%	0.0%	0	—	0.0%	0	—	—
馬路村	3	3	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	3	100.0%	66.7%
芸西村	6	0	0.0%	0.0%	0	—	0.0%	0	—	—
本山町	7	7	100.0%	0.0%	3	42.9%	0.0%	3	42.9%	—
大豊町	7	7	100.0%	100.0%	2	28.6%	0.0%	2	28.6%	0.0%
土佐町	10	10	100.0%	0.0%	6	60.0%	0.0%	6	60.0%	—
大川村	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—
いの町	62	62	100.0%	100.0%	57	91.9%	93.2%	34	54.8%	3.4%
仁淀川町	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—
中土佐町	9	7	77.8%	100.0%	4	57.1%	75.0%	4	57.1%	50.0%
佐川町	26	26	100.0%	4.3%	10	38.5%	100.0%	10	38.5%	100.0%
越知町	16	16	100.0%	100.0%	11	68.8%	18.8%	11	68.8%	0.0%
椿原町	3	3	100.0%	0.0%	3	100.0%	0.0%	2	66.7%	—
日高村	22	12	54.5%	54.2%	4	33.3%	30.8%	4	33.3%	15.4%
津野町	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—
四万十町	24	24	100.0%	0.0%	3	12.5%	0.0%	3	12.5%	—
大月町	1	0	0.0%	0.0%	0	—	0.0%	0	—	—
三原村	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—
黒潮町	13	12	92.3%	92.3%	7	58.3%	0.0%	7	58.3%	0.0%

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況（土砂災害警戒区域）

資料 4

令和8年3月31日時点

	対象施設数	地域防災計画への位置付け			避難確保計画の作成			避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	進捗率 R7, 3時点	計画作成数 (c)	作成率 (c/b×100)	作成率 R7, 3時点	訓練実施数 (d)	実施率 (d/b×100)	実施率 R7, 3時点
高知県	592	587	99.2%	99.8%	578	98.5%	99.5%	471	80.2%	58.8%
高知市	189	189	100.0%	100.0%	187	98.9%	98.5%	142	75.1%	69.1%
室戸市	14	14	100.0%	100.0%	13	92.9%	100.0%	9	64.3%	68.2%
安芸市	7	7	100.0%	100.0%	7	100.0%	100.0%	6	85.7%	0.0%
南国市	11	11	100.0%	100.0%	11	100.0%	100.0%	8	72.7%	9.1%
土佐市	21	21	100.0%	100.0%	21	100.0%	100.0%	20	95.2%	81.0%
須崎市	37	37	100.0%	100.0%	37	100.0%	100.0%	33	89.2%	21.4%
宿毛市	16	16	100.0%	100.0%	16	100.0%	100.0%	16	100.0%	100.0%
土佐清水市	6	6	100.0%	100.0%	6	100.0%	100.0%	2	33.3%	0.0%
四万十市	43	43	100.0%	100.0%	41	95.3%	100.0%	37	86.0%	100.0%
香南市	3	3	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%
香美市	4	4	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%	4	100.0%	75.0%
東洋町	4	4	100.0%	100.0%	4	100.0%	100.0%	4	100.0%	0.0%
奈半利町	5	5	100.0%	100.0%	5	100.0%	100.0%	2	40.0%	100.0%
田野町	3	3	100.0%	100.0%	2	66.7%	100.0%	2	66.7%	100.0%
安田町	6	6	100.0%	100.0%	5	83.3%	100.0%	5	83.3%	100.0%
北川村	1	1	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%	1	100.0%	0.0%
馬路村	8	8	100.0%	100.0%	8	100.0%	100.0%	8	100.0%	0.0%
芸西村	1	1	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%
本山町	3	3	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	2	66.7%	66.7%
大豊町	12	12	100.0%	100.0%	12	100.0%	100.0%	11	91.7%	30.8%
土佐町	5	5	100.0%	100.0%	5	100.0%	100.0%	5	100.0%	80.0%
大川村	4	0	0.0%	100.0%	0	—	100.0%	0	—	75.0%
いの町	33	33	100.0%	100.0%	33	100.0%	100.0%	25	75.8%	31.4%
仁淀川町	19	19	100.0%	100.0%	19	100.0%	100.0%	18	94.7%	63.6%
中土佐町	12	12	100.0%	100.0%	11	91.7%	100.0%	5	41.7%	41.7%
佐川町	18	18	100.0%	100.0%	17	94.4%	100.0%	7	38.9%	0.0%
越知町	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—
梶原町	11	11	100.0%	100.0%	11	100.0%	100.0%	8	72.7%	0.0%
日高村	18	17	94.4%	94.7%	17	100.0%	100.0%	11	64.7%	55.6%
津野町	10	10	100.0%	100.0%	10	100.0%	100.0%	10	100.0%	40.0%
四万十町	48	48	100.0%	100.0%	48	100.0%	100.0%	48	100.0%	100.0%
大月町	1	1	100.0%	100.0%	1	100.0%	100.0%	1	100.0%	0.0%
三原村	2	2	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%	1	50.0%	0.0%
黒潮町	17	17	100.0%	100.0%	17	100.0%	100.0%	16	94.1%	0.0%

進捗管理表(洪水)【豪雨対策推進本部会議用】

資料4

令和8年3月31日時点

担当課	要配慮者利用施設数 (洪水浸水想定区域に立地)	進捗管理状況									備 考
		市町村 地域防災計画 位置付け済			市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の 避難確保計画作成済			市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の 訓練実施済			
		位置付け済み	未実施	進捗率	作成済み	未作成	進捗率	実施済み	未実施	進捗率	
保健政策課	184 施設	177 施設	7 施設	96.2%	143 施設	34 施設	80.8%	122 施設	55 施設	68.9%	
医療政策課	3 施設	3 施設	0 施設	100.0%	0 施設	3 施設	0.0%	0 施設	3 施設	0.0%	
長寿社会課	442 施設	424 施設	18 施設	95.9%	382 施設	42 施設	90.1%	258 施設	166 施設	60.8%	
障害福祉課	337 施設	324 施設	13 施設	96.1%	320 施設	4 施設	98.8%	243 施設	81 施設	75.0%	
長寿社会課、障害福祉課	12 施設	12 施設	0 施設	100.0%	12 施設	0 施設	100.0%	3 施設	9 施設	25.0%	
長寿社会課、住宅課	22 施設	22 施設	0 施設	100.0%	22 施設	0 施設	100.0%	22 施設	0 施設	100.0%	
子ども家庭課	15 施設	15 施設	0 施設	100.0%	14 施設	1 施設	93.3%	14 施設	1 施設	93.3%	
子育て支援課	19 施設	19 施設	0 施設	100.0%	19 施設	0 施設	100.0%	18 施設	1 施設	94.7%	
子育て支援課、子ども家庭課	2 施設	2 施設	0 施設	100.0%	1 施設	1 施設	50.0%	1 施設	1 施設	50.0%	
私学・大学支援課	9 施設	9 施設	0 施設	100.0%	9 施設	0 施設	100.0%	7 施設	2 施設	77.8%	
学校安全対策課	150 施設	142 施設	8 施設	94.7%	129 施設	13 施設	90.8%	122 施設	20 施設	85.9%	
幼保支援課	200 施設	196 施設	4 施設	98.0%	183 施設	13 施設	93.4%	179 施設	17 施設	91.3%	
生涯学習課	90 施設	88 施設	2 施設	97.8%	80 施設	8 施設	90.9%	79 施設	9 施設	89.8%	
地域福祉政策課	9 施設	8 施設	1 施設	88.9%	4 施設	4 施設	50.0%	2 施設	6 施設	25.0%	
福祉指導課	1 施設	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	
人権・男女共同参画課	2 施設	1 施設	1 施設	50.0%	0 施設	1 施設	0.0%	0 施設	1 施設	0.0%	
全体	1497 施設	1443 施設	54 施設	96.4%	1319 施設	124 施設	91.4%	1071 施設	372 施設	74.2%	

進捗管理表(土砂災害)【豪雨対策推進本部会議用】

資料4

令和8年3月31日時点

担当課	要配慮者利用施設数 (土砂災害警戒区域に立地)	進捗管理状況									備 考
		市町村 地域防災計画 位置付け済			市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の 避難確保計画作成済			市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の 訓練実施済			
		位置付け済み	未実施	進捗率	作成済み	未作成	進捗率	実施済み	未実施	進捗率	
保健政策課	67 施設	66 施設	1 施設	98.5%	65 施設	1 施設	98.5%	43 施設	23 施設	65.2%	
地域福祉政策課	9 施設	9 施設	0 施設	100.0%	9 施設	0 施設	100.0%	9 施設	0 施設	100.0%	
長寿社会課	149 施設	147 施設	2 施設	98.7%	147 施設	0 施設	100.0%	102 施設	45 施設	69.4%	
障害福祉課	83 施設	83 施設	0 施設	100.0%	80 施設	3 施設	96.4%	61 施設	22 施設	73.5%	
長寿社会課、障害福祉課	1 施設	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	0 施設	1 施設	0.0%	
長寿社会課、住宅課	2 施設	2 施設	0 施設	100.0%	2 施設	0 施設	100.0%	1 施設	1 施設	50.0%	
子ども家庭課	10 施設	10 施設	0 施設	100.0%	10 施設	0 施設	100.0%	9 施設	1 施設	90.0%	
私学・大学支援課	8 施設	8 施設	0 施設	100.0%	8 施設	0 施設	100.0%	7 施設	1 施設	87.5%	
学校安全対策課	127 施設	126 施設	1 施設	99.2%	124 施設	2 施設	98.4%	111 施設	15 施設	88.1%	
幼保支援課	79 施設	78 施設	1 施設	98.7%	76 施設	2 施設	97.4%	74 施設	4 施設	94.9%	
生涯学習課	50 施設	50 施設	0 施設	100.0%	49 施設	1 施設	98.0%	48 施設	2 施設	96.0%	
子育て支援課	4 施設	4 施設	0 施設	100.0%	4 施設	0 施設	100.0%	4 施設	0 施設	100.0%	
福祉指導課	1 施設	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	
人権・男女共同参画課	1 施設	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	0 施設	1 施設	0.0%	
人権・男女共同参画課、子ども家庭課	1 施設	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	1 施設	0 施設	100.0%	
全体	592 施設	587 施設	5 施設	99.2%	578 施設	9 施設	98.5%	471 施設	116 施設	80.2%	

要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況等の公表について

		施設管理者に対する 計画作成・訓練実施 市町村への報告義務の規定状況	施設に対する市町村の対応		県の対応方針 毎年3月末、9月末時点でとりまとめている 市町村からの報告をもとに対応。
対象 施設	要配慮者利用施設	施設への指導監督	計画を作成しない 施設の名称の公表		
水防法・土砂法	計画 作成	報告:義務 / 公表:規定なし	計画を作成していない場合に、施設の管理者等に対し、必要な指示をすることができる	正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が施設に対して計画作成等を指示した後に従わない場合、市町村と連携して施設名を公表 ※地域防災計画に位置付けられて間もない施設の場合、一定の猶予期間(1年)経過後も計画が未作成の施設名を公表 ※地域防災計画に位置づけられ、一定期間経過している施設の猶予期間はR8年度1年間とする <p>【公表までのスケジュール】 ※R7年度以前に地域防災計画に位置付けられている施設の場合</p> <p>R8年度中 ・各施設へ市町村から避難確保計画等の作成を指示等 (既に実施中) → R9年4月から 計画の作成指示等に従わない施設について順次速やかに公表</p>
	訓練 実施	報告:義務 / 公表:規定なし	施設の管理者等に対し、必要な助言又は勧告をすることができる	規定なし	
津波防災地域づくり法	計画 作成	報告:義務 / 公表:義務	報告に改善すべき点がある時等は、施設の管理者等に対し、必要な助言又は勧告をすることができる	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省調査(3月末、9月末)の市町村報告をとりまとめ、対象施設の計画策定、訓練実施の状況を公表 →直近のとりまとめ結果を南トラ対策推進本部会議に報告・公表 (R8年度は7月を予定) <p>【公表までのスケジュール】</p> <p>各年度 3月末時点調査結果 → 9月末までに公表 → 9月末時点調査結果 → 3月末までに公表</p> <p>※以後、半年ごとのとりまとめ結果を、南トラ本部会議で報告・公表</p>
	訓練 実施	報告:義務 / 公表:規定なし	報告に改善すべき点がある時等は、施設の管理者等に対し、必要な助言又は勧告をすることができる	(国交省の見解) 計画の策定、訓練の実施状況を公表することは問題ない。	

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【進捗評価（凡例）】

- S：進捗率 100%
- A：進捗率 90%以上 100%未満
- B：進捗率 75%以上 90%未満
- C：進捗率 60%以上 75%未満
- D：進捗率 60%未満

資料 5

令和 8 年 3 月末時点

部 局	令和 8 年 3 月までの取組	令和 8 年 4 月以降の取組
危機管理部	<p>○これまでの取組（対象：市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 7 月 16 日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、施設管理者に対する計画作成の指導を依頼（土木部と連名で発出） ・令和 3 年 6 月 10 日に市町村に対して施設管理者に対する計画作成の指導を依頼 ・令和 3 年度（6 月 10 日及び 7 月 14 日）、令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度に市町村に対して施設の地域防災計画への位置づけを依頼 <ul style="list-style-type: none"> ※令和 5 年度、令和 6 年度は浸水想定区域図を公表する市町村への依頼 ※令和 6 年度新たに浸水想定区域図を公表する市町村を、土木部（河川課）とともに地域本部が訪問 ・令和 7 年 6 月 12 日付け 7 高地震第 239 号にて危機管理部と土木部の連名で市町村あてに避難確保計画の作成及び訓練の実施の促進についての依頼 ・令和 7 年 7 月 1 日付け 7 高河川第 245 号にて河川課、防災砂防課及び南海トラフ地震対策課の連名で市町村あてに対象施設に対して避難確保計画の作成方法、訓練のシナリオ簡易作成ツール等の周知を依頼 ・令和 7 年 7 月から 9 月にかけて、関係部局と合同で全市町村に対しオンライン会議で要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の呼びかけを依頼 ・令和 8 年 1 月から 2 月にかけて、関係部局と合同で全市町村に対しオンライン会議で要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の呼びかけを依頼 <p>○市町村地域防災計画位置付け状況</p> <p>【水防法】 〔R7.3 月末〕 89.1%（1,315 施設/1,476 施設） → 〔R8.3 月末〕 96.4%（1,443 施設/1,497 施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.3 月末〕 99.8%（621 施設/622 施設） → 〔R8.3 月末〕 99.2%（587 施設/592 施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町村に対して、地域防災計画の修正時に要配慮者利用施設を位置付けてもらうよう依頼。 ・併せて、位置付けた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について施設管理者へも依頼

計画作成に向けた
取組合計の進捗評価

A

部 局	令和 8 年 3 月までの取組	令和 8 年 4 月以降の取組				
<p>土木部</p>	<p>○これまでの取組（対象：市町村、要配慮者利用施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 6 月に水防法・土砂災害防止法が改正。要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務化されたことを受け、施設管理者向けの説明会を開催 県の HP に、計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載 水防法・土砂災害防止法に基づく対象施設の計画作成状況についてフォローアップを実施（取りまとめ結果及び国 HP での公表について関係各課と情報共有） 令和 4 年 4 月 12 日付け文書で市町村あてに、国土交通省が作成した「避難確保計画の作成・活用の手引き」の改訂を施設管理者に直接周知を行い、計画の充実と避難の実効性確保の取り組みを依頼（土木部と危機管理部連名） 令和 5 年 11 月に計画作成が進んでいない市を訪問し、課題等をヒアリング。他の市町村の施設で作成している計画の事例を提供し、未作成施設への働きかけを依頼。 令和 6 年 9、10 月に、医療機関の計画策定を促進するため、健康政策部（保健政策課）と合同で 5 市を訪問し、課題等についてヒアリングするとともに、施設への働きかけを依頼。依頼後、進捗状況についてフォローアップを実施。 令和 7 年 6、7 月に文書で、市町村あてに避難確保計画の作成及び避難訓練実施の促進に向けた施設への支援、作成方法等の周知を依頼。あわせて、他部局（健康福祉及び教育部局）に対して、市町村と連携して避難確保計画の早期作成及び訓練実施に係る助言及び支援を依頼。（危機管理部、土木部連名で発出） 7～9 月及び 1 月～2 月にかけて、全 34 市町村と個別にオンラインで会議を 2 回開催し、計画作成や訓練実施方法の施設への周知を改めて依頼。また、未作成施設の公表について検討を要請。（危機管理部、土木部、施設所管部局で開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、水防法に基づく浸水想定区域ならびに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況のフォローアップを継続するとともに、関係部局や市町村と緊密に連携し、避難確保計画作成が義務づけられた全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成完了と避難訓練の実施に取り組む。 さらなる避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促すために、未作成施設の公表に向けた市町村との協議を行う。 				
	<p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】 〔R7.3 月末〕 88.0%（1,157 施設/1,315 施設） → 〔R8.3 月末〕 91.4%（1,319 施設/1,443 施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.3 月末〕 99.5%（618 施設/621 施設） → 〔R8.3 月末〕 98.5%（578 施設/587 施設）</p> <p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】 〔R7.3 月末〕 57.0%（750 施設/1,315 施設） → 〔R8.3 月末〕 74.2%（1,071 施設/1,443 施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.3 月末〕 58.8%（365 施設/621 施設） → 〔R8.3 月末〕 80.2%（471 施設/587 施設）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1547 1034 1751 1107">計画作成に向けた 取組合計の進捗評価</td> <td data-bbox="1547 1107 1751 1248" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1547 1248 1751 1321">避難訓練の実施 合計の進捗評価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1547 1321 1751 1452"></td> <td data-bbox="1547 1321 1751 1452" style="text-align: center; vertical-align: middle;">B</td> </tr> </table>	計画作成に向けた 取組合計の進捗評価	A	避難訓練の実施 合計の進捗評価	
計画作成に向けた 取組合計の進捗評価	A					
避難訓練の実施 合計の進捗評価						
	B					

部 局	令和 8 年 3 月までの取組	令和 8 年 4 月以降の取組
健康政策部	<p>○これまでの取組（対象：病院、有床診療所等）</p> <p>(1)全病院が参加する病院事務長会（5/22、26、28、29）で、各法律に基づく計画作成及び訓練の実施を働きかけ</p> <p>(2)危機管理部長、土木部長の連名で各市町村長に各法律に基づく計画作成及び訓練の実施の促進を依頼（R7.6.12） あわせて、健康政策部長、危機管理部長の連名で、各市町村長に特に計画作成率の低い医療施設における津波の避難確保計画の早急な作成と訓練の実施の促進を依頼（R7.6.12）</p> <p>(3)国からの各都道府県あての事務連絡（R7.6.5）を受け、医療施設における計画作成等の更なる促進について、各市町村保健福祉主管課長に依頼(R7.6.16) その上で、今後の取組の進め方について、危機管理部及び土木部を中心として、関係部局が協議を実施(R7.7.1)</p> <p>(4)関係部局と合同で全市町村を対象にオンライン説明会を実施し、計画の作成及び訓練の実施について各施設への働きかけを依頼（R7.7～9月、R8.1～2月の2回実施）</p> <p>(5)病院及び有床診療所へのアンケート調査を通じて、避難確保計画の策定義務を周知するとともに策定状況を調査（R7.8月～）</p> <p>○避難確保計画策定状況</p> <p>【水防法】 〔R7.9月末〕74.7%（118施設/158施設）→〔R8.3月末〕79.4%（143施設/180施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.9月末〕98.6%（70施設/71施設）→〔R8.3月末〕98.5%（65施設/66施設）</p> <p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】 〔R7.9月末〕11.4%（18施設/158施設）→〔R8.3月末〕67.8%（122施設/180施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.9月末〕32.4%（23施設/71施設）→〔R8.3月末〕65.2%（43施設/66施設）</p>	<p>・毎年実施している病院及び有床診療所を対象としたアンケートの回答内容確認時に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について確認を行う</p> <p>・関係部局と連携し、市町村を通じて、計画の作成及び避難訓練の実施についても働きかけを行っていく</p>

計画作成に向けた 取組小計の進捗評価
B
避難訓練の実施 小計の進捗評価
C

部 局	令和 8 年 3 月までの取組	令和 8 年 4 月以降の取組
<p>子ども・福祉政策部</p>	<p>○これまでの取組（対象：老人福祉施設、障害者支援施設等）</p> <p>【水防法・土砂災害防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木部、危機管理部、健康政策部と合同で市町村に対して説明会を開催し、各施設へ避難確保計画の策定と訓練実施の呼びかけを依頼するとともに、施設から市町村に対して訓練実施報告の義務があることを周知 ・市町村に対して、避難確保計画作成や避難訓練実施の有無を各施設へ確実に確認いただくよう依頼 ・各施設協議会に対して、避難確保計画作成や避難訓練実施を各施設へ働きかけていただくよう依頼 ・各施設に対して、避難確保計画作成及び避難訓練実施、また、作成及び実施後は市町村へ報告するよう、危機管理部と連名で通知 ・避難確保計画や避難訓練の実施について把握できていない施設に対して、市町村及び所管課を通じ状況の確認 <p>○避難確保計画策定状況</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R6.9 月末〕 99.8% (599 施設/600 施設) → 〔R7.3 月末〕 98.8% (588 施設/595 施設) → 〔R7.9 月末〕 85.9% (674/785 施設) → 〔R8.3 月末〕 93.6% (775 施設/828 施設)</p> <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R6.9 月末〕 99.2% (243 施設/245 施設) → 〔R7.3 月末〕 100% (245 施設/245 施設) → 〔R7.9 月末〕 99.2% (260/262 施設) → 〔R8.3 月末〕 98.8% (256 施設/259 施設)</p> <p>○避難訓練実施状況（当該年度内に訓練実施を報告した施設を集計）</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R6.9 月末〕 14.3% (86 施設/600 施設) → 〔R7.3 月末〕 53.4% (318 施設/595 施設) → 〔R7.9 月末〕 7.4% (58/785 施設) → 〔R8.3 月末〕 67.9% (562 施設/828 施設)</p> <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R6.9 月末〕 40.8% (100 施設/245 施設) → 〔R7.3 月末〕 62.0% (152 施設/245 施設) → 〔R7.9 月末〕 32.4% (85/262 施設) → 〔R8.3 月末〕 72.6% (188 施設/259 施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画や避難訓練の実施について把握できていない施設に対して、市町村及び所管課を通じ状況の確認 ・市町村担当者等を通じて、各施設へ避難確保計画の策定と訓練実施の呼びかけを依頼するとともに、施設から市町村に対して訓練実施報告の義務があることを周知 ・市町村地域防災計画に位置付けられていない施設について、位置づけを市町村所管課に働きかけ

計画作成に向けた 取組小計の進捗評価
A
避難訓練の実施 小計の進捗評価
C

部 局	令和 8 年 3 月までの取組	令和 8 年 4 月以降の取組	
文化生活部	<p>○これまでの取組（対象：県内の私立学校）</p> <p>R7.4月 学校訪問にて避難訓練の実施を要請</p> <p>R7.8月 要配慮者利用施設に位置づけられる学校に対して、避難訓練の実施を文書により要請</p> <p>R8.3月 計画に基づいた訓練の実施及び市町村への訓練結果の報告について周知</p> <p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】※施設数の追加等なし 〔R7.9月末〕100%（9校／9校） → 〔R8.3月末〕100%（9校／9校）</p> <p>【土砂災害防止法】※施設数の追加等なし 〔R7.9月末〕100%（8校／8校） → 〔R8.3月末〕100%（8校／8校）</p> <p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】 〔R7.9月末〕33.3%（3校／9校） → 〔R8.3月末〕77.8%（7校／9校）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.9月末〕12.5%（1校／8校） → 〔R8.3月末〕87.5%（7校／8校）</p>	<p>・要配慮者利用施設に位置付けられる学校に対し、訓練実施時期の把握及び訓練結果の報告を要請</p>	
			<p>計画作成に向けた 取組小計の進捗評価</p>
			<p>S</p>
			<p>避難訓練の実施 小計の進捗評価</p>
<p>B</p>			

部 局	令和 8 年 3 月までの取組	令和 8 年 4 月以降の取組		
教育委員会	<p>○これまでの取組（対象：学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、公民館等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月24日付け通知で市町村教育委員会等を通じて対象施設に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施及び報告を行うよう依頼 ・ 2月25日付け通知で県立学校の対象施設に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施及び報告を行うよう依頼 ・ 2月26日付け通知で民間団体が管理する対象施設に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施及び報告を行うよう依頼 ・ 3月11日付け通知で保育所、幼稚園、認定こども園の所管課を通じて対象施設に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施及び報告を行うよう依頼 <p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】 〔R7.9月末〕92.4%（364施設/394施設）→〔R8.3月末〕92.0%（392施設/426施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.9月末〕100%（268施設/268施設）→〔R8.3月末〕98.0%（249施設/254施設）</p> <p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】 〔R7.9月末〕17.0%（67施設/394施設）→〔R8.3月末〕89.2%（380施設/426施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.9月末〕44.4%（119施設/268施設）→〔R8.3月末〕91.7%（233施設/254施設）</p>	<p>・ 避難確保計画を作成できていない施設については、市町村教育委員会等を通じて避難確保計画の作成と訓練の実施を行うよう働きかけていく。</p> <p>・ 避難確保計画を作成済みの施設については、引き続き、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう、指導や働きかけを行っていく。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>計画作成に向けた 取組小計の進捗評価</td> <td style="text-align: center; font-size: 24pt;">A</td> </tr> <tr> <td>避難訓練の実施 小計の進捗評価</td> <td style="text-align: center; font-size: 24pt;">A</td> </tr> </table>	計画作成に向けた 取組小計の進捗評価	A	避難訓練の実施 小計の進捗評価
計画作成に向けた 取組小計の進捗評価	A			
避難訓練の実施 小計の進捗評価	A			